

「みんなの森・里山整備事業」概要

目 的	地域住民で組織する団体（以下「団体」という）及び各種学校の生徒会が、自ら作成した緑化計画に基づき、その構成員等で実施する公共用地での緑地造成を促進することにより、住民参加の緑化推進運動の活性化と拡大を図る。 なお、本事業の実施に当たっては、緑の募金実施要綱（以下「要綱」という）及びこの要領の定めるところによる。
実施主体	自治会、老人会、青年団対等
事業地	公共用地：集会場、広場等、地域住民に公開され、住民生活に密接な結びつきがあるもので、土地所有者及び管理者の承諾を得た土地をいう。 団地：緑地を造成する区域をいう。ただし、運動場等の周囲に帯状に植栽する場合は、その状況から、運動場等を含めて緑地として捉えられないので延長扱いとする。 延長：並木等で帯状に植栽する場合の帯の「長さ」をいう。原則として道路に植栽される街路樹は除く。
事業費	苗木・肥料等の資材及び標柱の経費で助成額を超える場合は、超えた経費は自己負担とする。 ただし、植栽樹木は当該植栽地で確実に成育するもので成木は対象としない。 また、団地の部分植栽及び補植は認めない。
交付金額	タイプⅠ 20万円以内 タイプⅡ 30万円以内
要望照会	4月上旬
受付期間	5月1日から6月30日まで（予算の範囲内で2次募集の可能性あり）
申請方法	市町村経由または直接当協会へ応募
事業採択	運営協議会での審議を経て採択を決定。 5箇所程度
助成内容	タイプⅠ：1団地の面積がおおむね200㎡以上 もしくは延長がおおむね100m以上 タイプⅡ：1団地の面積がおおむね500㎡以上 もしくは延長がおおむね250m以上 【事業実施後について】植栽木が枯損したときは、必要な補植を行うこと。 植栽後の手入れ等の管理は、責任を持って行うこと。
申請の流れ	実施団体の所在地である市町村を通して募集。または直接応募。 →7月中 運営協議会での審議を経て当事務局より助成交付決定通知 →事業実施 →3月末まで 事業報告（市町村経由） →当協会より助成金交付
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画は具体的に、予算は実質的なものを算定してください（〇〇の苗木：単価〇〇円、〇〇本、小計〇〇円 等）。</li> <li>事業計画に変更が生じた場合は、必ず事前に当事務局に相談し、事業計画変更申請書を提出してください。</li> <li>事業費について、実績報告を検査後に交付金を交付しますので、一部または全部を一時立て替えていただく必要があります。</li> <li>当協会から交付決定を受けた団体に対して、必要な指示をし、書類、帳簿等の検査を行うことがあります。</li> <li>事業を完了した団体等は、速やかに緑の募金事業実施報告書1部に関係写真（資材の確認、標注設置の写真並びに着工前、作業中及び事業完了写真）及び領収書の写しを添えて、提出してください。</li> </ul>

### 「花いっぱい推進事業」の概要

目的	花とみどりのまちづくりは、広くその地域に根ざし、実施されることが望ましい姿であることに鑑み、住民参加の花いっぱい推進運動の啓発及び活性化を図るため、住民が利用する公共的用地における地域住民で組織する団体による花づくり活動の取組を支援する花いっぱい推進事業を実施する。					
施主体	自治会、老人会、青年団体、学校（みどりの少年団結成校は除く）等					
事業地	公共的用地：集会場、広場等、地域住民に公開され、住民生活に密接な結びつきがあるもので、土地所有者及び管理者の承諾を得た土地をいう。 団地：花壇を造成する区域をいう。部分植栽及び補植は認めない。 延長：街路等で帯状に植栽する場合をいい、道路の両側に植栽する場合は総延長とする。但し、当然道路管理者が実施しなければならない植栽等は原則として除外する。 学校での花づくりについては、みどりの少年団活動助成交付金で実施していただいているところです。					
事業費	苗（花木を除く）・肥料等の資材及び標柱の経費					
交付金額	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	
	5万円以内	2万円以内	同左	同左	同左	
要望照会	4月上旬					
受付期間	5月1日から6月30日まで（予算の範囲内で2次募集の可能性あり）					
申請方法	市町村経由または直接当協会へ応募					
事業採択	運営協議会での審議を経て採択を決定。新規は10箇所程度					
申請の流れ	実施団体の所在地である市町村を通して応募。または直接応募。 →7月中 運営協議会での審議を経て当事務局より助成交付決定通知 →事業実施 →3月末まで 事業報告（市町村経由） →当協会より助成金交付					
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画は具体的に、予算は実質的なものを算定してください（〇〇の苗：単価〇〇円、〇〇本、小計〇〇円 等）。</li> <li>事業計画に変更が生じた場合は、必ず事前に当事務局に相談し、事業計画変更申請書を提出してください。</li> <li>事業費については、実績報告を検査後に交付金を交付しますので、一部または全部を一時立て替えしていただく必要があります。</li> <li>当協会から交付決定を受けた団体に対して、必要な指示をし、書類、帳簿等の検査を行うことがあります。</li> <li>事業を完了した団体等は、速やかに緑の募金事業実施報告書1部に関係写真（資材の確認、作業前、作業中、作業完了写真）及び領収書の写しを添えて、提出してください。</li> </ul>					

### 「緑化啓発イベント事業」の概要

目的	生存に関わる森林・緑・水等についての大切さを広く県民に啓発し、その自発的な造成・保全活動を推進するため、市町村、学校、各種団体及び実行委員会等（以下市町村等という）が開催する森林・緑環境の造成及び保全に係る緑化啓発イベントを支援し、その活性化を図る。
実施主体	市町村、学校、公益法人、自治会、老人会、森林関係団体連合会等
事業費	森林・緑環境の造成・保全に係る啓発・推進を目的とした各種イベントの開催に要する経費 交付対象内経費：賃金、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費 交付対象外経費：職員の給料、手当、福利厚生費、旅費等
交付金額	開催に要する経費（交付対象内経費）の1/2以内で、50万円を限度
要望照会	4月上旬
受付期間	5月1日から6月30日まで（予算の範囲内で2次募集あり）
申請方法	市町村経由もしくは関係団体または当協会へ直接応募
事業採択	運営協議会での審議を経て採択を決定。 10箇所程度
申請の流れ	実施団体の所在地である市町村を通して応募。または直接応募。 →7月中 運営協議会での審議を経て事務局より助成交付決定通知 →事業実施 →3月末まで 事業報告（市町村経由） →当協会より助成金交付
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画は具体的に、予算は実質的なものを算定してください（〇〇の苗：単価〇〇円、〇〇本、小計〇〇円 等）。</li> <li>・事業計画に変更が生じた場合は、必ず事前に当事務局に相談し、事業計画変更申請書を提出してください。</li> <li>・事業費については、実績報告を検査後に交付金を交付しますので、一部または全部を一時立て替えしていただく必要があります。</li> <li>・当協会から交付決定を受けた団体に対して、必要な指示をし、書類、帳簿等の検査を行うことがあります。</li> <li>・事業を完了した団体等は、速やかに緑の募金事業実施報告書1部に関係写真（資材の確認、作業前、作業中、作業完了写真）及び領収書の写しを添えて、提出してください。</li> </ul>

## みどりの少年団活動支援事業の概要

目 的	みどりの少年団の実施する“みどりを守り、育て、増やす実践活動”の助長を図るため、その活動に要する資材等の購入経費について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。
実施主体	奈良県緑化推進協会理事長より認定された奈良県みどりの少年団連盟に所属するみどりの少年団
事業費	立看板及び巣箱の作成に要する板、釘等の資材、用土（鹿沼土・赤玉土・腐葉土等）、肥料類、薬剤類、樹木苗、花の種子、支柱等、鍬類（備中鍬・平鍬・唐鍬・スコップ・ツルハシ・レーキ・手鍬・移植ゴテ等）、関連資材（鎌類・鉈・鋸・鋏類・カケヤ・金槌・一輪車・梯子・脚立・ホース類・噴霧器・如露・プランター等） その他理事長が実践活動に必要と認める資材等の購入に要する経費
交付金額	新規認定団は1団につき80,000円を限度とする 2年度以降は1団につき30,000円を限度とする
申請期間	6月30日まで
申請方法	当協会事務局まで
申請の流れ	当事務局へ、前年度の活動報告（写真を添付すること）と当該年度の事業計画を提出 →11月末まで 事業報告 →当協会より助成金交付
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画は具体的に、予算は実質的なものを算定してください（〇〇の苗：単価〇〇円、〇〇本、小計〇〇円 等）。</li> <li>・事業費については、実績報告を検査後に交付金を交付しますので、一部または全部を一時立て替えしていただく必要があります。</li> <li>・当協会から交付決定を受けた団体に対して、必要な指示をし、書類、帳簿等の検査を行うことがあります。</li> <li>・事業を完了した団体等は、速やかに緑の募金事業実施報告書1部に領収書の写しを添えて提出してください。</li> <li>・助成金の交付を受けた団が①条件に違反したとき②指示に従わなかったとき、または検査を拒んだとき③偽り、その他不正の手段により交付金の交付を受けたときは、既に交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。</li> </ul>
備 考	夏休みには、みどりの少年団交流集会在が開催されます。